

パートタイム・有期雇用労働法等説明会

令和 2 年 4 月 1 日施行(※)

(※) 中小企業における法の適用は、令和 3 年 4 月

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

正社員と非正規社員間の不合理な待遇差が禁止されます。

説明会内容

- ①パートタイム・有期雇用労働法の概要
- ②同一労働同一賃金ガイドライン
- ③事業主に求められる取り組み
- ④無期転換ルール

会 場

駅西合同庁舎内会議室（金沢市西念3-4-1）

募集を締め切りました。

裏面の参加申込書により、FAX でお申込みください。（先着順）

【お問合せ先】

石川労働局 雇用環境・均等室

TEL 076-265-4429 FAX 076-221-3087